

福岡県公報

平成二十三年十二月二十八日
第三千三百四十五号
増刊
②

目次

告示(第二千九百九号)

○漁港漁場整備法に基づく漁港の指定の内容の変更 (水産振興課)……………一

人事委員会

○平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)……………一

再掲

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課)……………二

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業局管理課)……………七

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)……………十四

○平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則 (人事委員会事務局給与公平課)……………十四

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課)……………十七

告示

福岡県告示第二千九百九号

漁港法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十八号)附則第二条第二項の規定により、漁港を指定する件等の一部を改正する件(平成十四年農林水産省告示第四百七十三号)による改正前の漁港を指定する件のとおり知事が指定した第二種漁港と

みなされる中島漁港の指定の内容を漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第六条第五項の規定に基づき、次のように変更する。
平成二十三年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

1 水域

柳川市大和町鷹ノ尾八八二番地一南東角に設置された標柱(イ点)から一一九度に引いた線と柳川市とみやま市の境界線との交点をロ点とし、イ点からロ点に引いた線(イ線)、柳川市大和町大坪三七七番地南東角に設置された標柱(ハ点)から六八度三〇分に引いた線と柳川市とみやま市の境界線との交点をニ点とし、ニ点から三〇六度三〇分一六二メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から三六度三〇分二七三メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点から三〇六度三〇分二六メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から三七度四六メートルの地点(チ点)に引いた線、チ点から三〇六度三〇分一〇メートルの地点(リ点)に引いた線(ロ線)、ロ点から市境界線に沿いニ点に至る線及び陸岸により囲まれた矢部川河川水面

2 陸域

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するイ点から矢部川右岸堤防内法尻線に沿い柳川市大和町中島四三〇五番地南東角に設置された標柱(ヌ点)に至る線、ヌ点から一一一度に引いた線と水際線の交わる点をル点とし、ヌ点からル点に引いた線、ル点から二四八度九メートルの地点(ヲ点)に引いた線、ヲ点から大和海岸堤防外法尻線に沿い一、〇五一メートルの地点(ワ点)に引いた線、ワ点から二〇一度三〇分六二八メートルの地点(カ点)に引いた線、カ点から水域の欄に規定するハ点に引いた線、ハ点から三五度一〇三メートルの地点(ヨ点)に引いた線、ヨ点から三七度五四九メートルの地点(タ点)に引いた線、タ点から一二三度三〇分八メートルの地点(レ点)に引いた線、レ点から水域の欄に規定するリ点に引いた線、同欄に規定するロ線及び水際線により囲まれた地域

人事委員会

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 冨田孝行

福岡県人事委員会規則第二十三号

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の九十九・五八」を「百分の九十九・〇九」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「百分の九十九・五八」を「百分の九十九・〇九」に改める。

第五条第一項中「百分の九十九・五八」を「百分の九十九・〇九」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

再掲

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

単純な業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十二月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十号

単純な業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な業務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係) 労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100

再任
用職
員以
外の
職員

45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	366,500
71	204,700	254,400	285,300	314,800	367,100
72	205,300	255,000	286,100	315,300	367,700
73	205,900	255,300	287,000	315,600	368,200
74	206,600	255,700	287,800	316,100	368,800
75	207,300	256,200	288,600	316,600	369,400
76	208,100	256,700	289,400	317,100	370,000
77	208,500	257,300	290,000	317,300	370,500
78	209,200	257,800	290,600	317,700	371,100
79	209,900	258,300	291,100	318,100	371,700
80	210,600	258,800	291,500	318,500	372,300
81	211,300	259,200	292,000	319,000	372,800
82	212,000	259,500	292,500	319,400	373,400
83	212,700	259,800	293,000	319,800	374,000
84	213,400	260,100	293,500	320,200	374,600
85	214,100	260,300	293,900	320,500	375,100
86	214,800	260,700	294,500	320,900	375,700
87	215,500	261,000	295,100	321,300	376,200
88	216,200	261,300	295,700	321,700	376,800
89	216,800	261,500	296,000	322,000	377,300
90	217,400	261,700	296,500	322,400	377,900
91	218,000	262,100	297,000	322,800	378,500
92	218,600	262,300	297,500	323,200	379,100

	93	219,100	262,600	297,900	323,400	379,600
	94	219,600	263,000	298,400	323,800	
	95	220,100	263,400	298,900	324,200	
	96	220,600	263,800	299,400	324,600	
	97	221,200	264,000	299,700	324,900	
	98	221,700	264,300	300,200	325,300	
	99	222,200	264,500	300,700	325,700	
	100	222,700	264,800	301,200	326,100	
	101	223,300	265,100	301,600	326,400	
	102	223,900	265,300	302,000	326,800	
	103	224,500	265,600	302,400	327,200	
	104	225,100	265,900	302,800	327,600	
	105	225,500	266,100	303,100	327,900	
	106	226,000	266,400	303,500	328,300	
	107	226,500	266,700	303,900	328,700	
	108	227,000	267,000	304,300	329,100	
	109	227,200	267,300	304,700	329,400	
	110	227,600	267,600	305,100	329,800	
	111	228,100	267,900	305,500	330,200	
	112	228,600	268,200	305,900	330,600	
	113	229,100	268,400	306,100	330,800	
	114	229,600	268,700	306,500	331,200	
	115	230,100	269,000	306,900	331,600	
	116	230,600	269,300	307,300	332,000	
	117	231,000	269,600	307,600	332,300	
	118	231,400	269,900	308,000	332,700	
	119	231,800	270,200	308,400	333,100	
	120	232,200	270,500	308,800	333,500	
	121	232,600	270,600	309,000	333,800	
	122		270,900	309,400	334,200	
	123		271,200	309,800	334,600	
	124		271,500	310,200	335,000	
	125		271,600	310,400	335,300	
	126		271,900	310,800		
	127		272,200	311,200		
	128		272,500	311,600		
	129		272,600	311,800		
	130		272,900	312,200		
	131		273,200	312,600		
	132		273,500	313,000		
	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 短時間勤務職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、この表の当該職員の属する職務の級に応じた再任用職員の項の額又は当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に対応する額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額) とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十七号)第六条第一項の規定によりその例によることとされる福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年福岡県条例第三十五号)附則第二条の規定の適用については、次の表を同条第一号の表とみなす。

給料表		職務の級	
労務職給料表		号給	
一級	一号給から百二十一号給まで	一級	一号給から八十四号給まで
二級	一号給から七十六号給まで	二級	一号給から四十八号給まで
三級	一号給から三十二号給まで	三級	一号給から三十二号給まで
四級		四級	
五級		五級	

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成十八年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「九十九・五八」を「九十九・〇九」に改める。
(この規則の施行に関し必要な事項)
- 4 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年十二月七日

福岡県企業管理者 佐藤 清治

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第2条) 企業職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800

	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
再任	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
用職	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
員以	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
外の	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
職員	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100		
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000		
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700		
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400		
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100		
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600		
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100			
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800			
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500			
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000			
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700			
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400			
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100			
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600			
	86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300			
	87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000			
	88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700			
	89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200			

90	242,400	296,200	345,100	386,400	403,900			
91	242,900	296,600	345,600	387,000	404,600			
92	243,400	297,000	346,100	387,600	405,300			
93	243,700	297,100	346,300	388,300	405,800			
94		297,500	346,800	388,900				
95		297,900	347,300	389,500				
96		298,300	347,800	390,100				
97		298,500	347,900	390,800				
98		298,900	348,400	391,400				
99		299,300	348,900	392,000				
100		299,700	349,400	392,600				
101		299,900	349,700	393,300				
102		300,300	350,100	393,900				
103		300,700	350,500	394,500				
104		301,100	350,900	395,100				
105		301,300	351,400	395,800				
106		301,600	351,800					
107		302,000	352,200					
108		302,400	352,600					
109		302,600	353,100					
110		303,000	353,500					
111		303,400	353,900					
112		303,700	354,200					
113		303,800	354,700					
114		304,200						
115		304,600						
116		305,000						
117		305,200						
118		305,500						
119		305,800						
120		306,100						
121		306,500						
122		306,800						
123		307,100						
124		307,400						
125		307,800						
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第2条) 企業職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100

	45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
	49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
	50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
	51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
	52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
	53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
	54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
	55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
	56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
	57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
	58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
	59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
	60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
再任用職員以外の職員	61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
	62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
	63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
	64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
	65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
	66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
	67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
	68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
	69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
	70	204,200	253,800	284,500	314,300	366,500
	71	204,700	254,400	285,300	314,800	367,100
	72	205,300	255,000	286,100	315,300	367,700
	73	205,900	255,300	287,000	315,600	368,200
	74	206,600	255,700	287,800	316,100	368,800
	75	207,300	256,200	288,600	316,600	369,400
	76	208,100	256,700	289,400	317,100	370,000
	77	208,500	257,300	290,000	317,300	370,500
	78	209,200	257,800	290,600	317,700	371,100
79	209,900	258,300	291,100	318,100	371,700	
80	210,600	258,800	291,500	318,500	372,300	
81	211,300	259,200	292,000	319,000	372,800	
82	212,000	259,500	292,500	319,400	373,400	
83	212,700	259,800	293,000	319,800	374,000	
84	213,400	260,100	293,500	320,200	374,600	
85	214,100	260,300	293,900	320,500	375,100	
86	214,800	260,700	294,500	320,900	375,700	
87	215,500	261,000	295,100	321,300	376,200	
88	216,200	261,300	295,700	321,700	376,800	
89	216,800	261,500	296,000	322,000	377,300	
90	217,400	261,700	296,500	322,400	377,900	
91	218,000	262,100	297,000	322,800	378,500	
92	218,600	262,300	297,500	323,200	379,100	

	93	219,100	262,600	297,900	323,400	379,600
	94	219,600	263,000	298,400	323,800	
	95	220,100	263,400	298,900	324,200	
	96	220,600	263,800	299,400	324,600	
	97	221,200	264,000	299,700	324,900	
	98	221,700	264,300	300,200	325,300	
	99	222,200	264,500	300,700	325,700	
	100	222,700	264,800	301,200	326,100	
	101	223,300	265,100	301,600	326,400	
	102	223,900	265,300	302,000	326,800	
	103	224,500	265,600	302,400	327,200	
	104	225,100	265,900	302,800	327,600	
	105	225,500	266,100	303,100	327,900	
	106	226,000	266,400	303,500	328,300	
	107	226,500	266,700	303,900	328,700	
	108	227,000	267,000	304,300	329,100	
	109	227,200	267,300	304,700	329,400	
	110	227,600	267,600	305,100	329,800	
	111	228,100	267,900	305,500	330,200	
	112	228,600	268,200	305,900	330,600	
	113	229,100	268,400	306,100	330,800	
	114	229,600	268,700	306,500	331,200	
	115	230,100	269,000	306,900	331,600	
	116	230,600	269,300	307,300	332,000	
	117	231,000	269,600	307,600	332,300	
	118	231,400	269,900	308,000	332,700	
	119	231,800	270,200	308,400	333,100	
	120	232,200	270,500	308,800	333,500	
	121	232,600	270,600	309,000	333,800	
	122		270,900	309,400	334,200	
	123		271,200	309,800	334,600	
	124		271,500	310,200	335,000	
	125		271,600	310,400	335,300	
	126		271,900	310,800		
	127		272,200	311,200		
	128		272,500	311,600		
	129		272,600	311,800		
	130		272,900	312,200		
	131		273,200	312,600		
	132		273,500	313,000		
	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 この表は、自動車運転士の職務に従事する技能員及び主任技能員に適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)第六条第一項の規定によりその例によることとされる福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年福岡県条例第三十五号)附則第二条の規定の適用については、次の表を同条第一号の表とみなす。

給料表		職務の級	号給
企業職給料表(一)		一級	一号給から九十三号給まで
		二級	一号給から七十六号給まで
		三級	一号給から六十号給まで
		四級	一号給から四十四号給まで
		五級	一号給から三十六号給まで
		六級	一号給から二十八号給まで
		七級	一号給から十六号給まで
		八級	一号給から四号給まで
企業職給料表(二)		一級	一号給から百二十一号給まで
		二級	一号給から八十四号給まで
		三級	一号給から七十六号給まで
		四級	一号給から四十八号給まで
		五級	一号給から三十二号給まで

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

3 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成十八年福岡県企業局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「九十九・五八」を「九十九・〇九」に改める。

(この規程の施行に関し必要な事項)

4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十二月七日

福岡県人事委員会委員長 冨田孝行

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「育児休業職員」の下に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十二月七日

福岡県人事委員会委員長 冨田孝行

福岡県人事委員会規則第二十二号

平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則
(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年福岡県条例第三十五号。以下「県職員改正条例」という。)附則第二条、福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年福岡県条例第三十七号。以下「警察職員改正条例」という。)附則第二条及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年福岡県条例第三十六号。以下「学校職員改正条例」という。)附則第二条の規定に基づき、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。
(用語の意義)

第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。
- 二 派遣法 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)をいう。
- 三 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)をいう。
- 四 県職員給与条例 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)をいう。
- 五 警察職員給与条例 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)をいう。
- 六 学校職員給与条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)をいう。
- 七 企業職員給与条例 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年福岡県条例第五十二号)をいう。
- 八 勤務時間条例 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)をいう。
- 九 給与規則 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)をいう。

十 県職員 県職員給与条例第二条に規定する職員をいう。

十一 警察職員 警察職員給与条例第二条に規定する職員をいう。

十二 学校職員 学校職員給与条例第二条に規定する職員をいう。

十三 企業職員 企業職員給与条例第一条に規定する職員をいう。

十四 基準日 平成二十三年十二月一日(同月に支給する期末手当について県職員給与条例第二十一条後段若しくは第二十三条第七項の規定の適用を受ける県職員、警察職員給与条例第二十条第一項後段若しくは第二十二条第七項の規定の適用を受ける警察職員又は学校職員給与条例第二十条第一項後段若しくは第二十二条第七項の規定の適用を受ける学校職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)をいう。

十五 給与 給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当

(県職員給与条例第十三条の五第二項、警察職員給与条例第十二条の五第二項及び学校職員給与条例第十三条の五第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、管理職手当、特地勤務手当(警察職員給与条例第二十三条の二に規定するこれに準ずる手当を含む。)、へき地手当(学校職員給与条例第二十三条の四に規定するこれに準ずる手当を含む。)、及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年福岡県条例第四十二号)第三条第一項に規定する教職調整額のそれぞれの月額を総称する。

十六 調整額 県職員改正条例附則第二条第一項、警察職員改正条例附則第二条第一項及び学校職員改正条例附則第二条第一項(以下「改正条例附則第二条第一項」と総称する。)に規定する調整額をいう。

十七 減額改定対象職員 県職員改正条例附則第二条第一項第一号、警察職員改正条例附則第二条第一項第一号及び学校職員改正条例附則第二条第一項第一号(以下「改正条例附則第二条第一項第一号」と総称する。)に規定する減額改定対象職員をいう。
(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第二条第一項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第三条 改正条例附則第二条第一項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十三年四月一日から基準日までの期間の全期間が県職員、警察職員若しくは学校職員と

して在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 国家公務員等（人事委員会が別に定める者に限る。）

二 他の地方公共団体の職員

三 退職派遣者（派遣法第十条第一項の規定により退職派遣された職員をいう。）

四 企業職員

2 改正条例附則第二条第一項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十三年四月二日（同日から基準日までの期間において県職員、警察職員又は学校職員以外の者から新たに県職員、警察職員又は学校職員となった日（当該期間において、県職員、警察職員又は学校職員が人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き県職員、警察職員又は学校職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある県職員、警察職員又は学校職員の改正条例附則第二条第一項第一号の月数の算定）

第四条 改正条例附則第二条第一項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 県職員、警察職員又は学校職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であって、平成二十三年四月一日から基準日までの間において、県職員、警察職員又は学校職員が人事交流等により引き続き前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き県職員、警察職員又は学校職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の県職員、警察職員又は学校職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）

二 休職期間（法第二十八条第二項又は福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）第三条、福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）第二条若しくは福岡県公立学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第四十七号）第三条の規定により休職にされていた期

間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第五十条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、自己啓発等休業期間（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、外国派遣期間

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、公益的法人派遣期間（派遣法第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、無給派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣されていた期間をいう。）、育児休業期間（育児休業法第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）

四 育児休業法第十九条第二項、勤務時間条例第十六条第三項、第十七条第四項、附則第二条第七項若しくは給与規則第十二条の三十八第二号括弧書の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

五 県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条又は学校職員給与条例第十四条の規定により給与を減額された期間（前号に掲げる期間を除く。）

六 減額改定対象職員以外の県職員、警察職員又は学校職員であった期間

2 改正条例附則第二条第一項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成二十三年四月からこの規則の施行の日の属する月までの期間の月数から同期間の各月のうちの次のいずれかに該当する月の数を減じた月数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第二条第一項第一号に規定する合計額に百分の〇・一七を乗じて得た額（第七条において「第二条第一項第

一号基礎額」という。)に満たないもの

(県職員改正条例附則第二条第一項第二号、警察職員改正条例附則第二条第一項第二号及び学校職員改正条例附則第二条第一項第二号に掲げる額を調整額に含めない者)

第五条 県職員改正条例附則第二条第一項第二号、警察職員改正条例附則第二条第一項第二号及び学校職員改正条例附則第二条第一項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が県職員、警察職員若しくは学校職員として在職した期間又は人事交流等により第三条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の者とする。

(県職員、警察職員、学校職員又は企業職員であった者から引き続き新たに県職員、警察職員又は学校職員となった者についての特例)

第六条 県職員改正条例附則第二条第二項、警察職員改正条例附則第二条第二項及び学校職員改正条例附則第二条第二項(以下「改正条例附則第二条第二項」と総称する。

)の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに県職員、警察職員又は学校職員となった者とする。

2 改正条例附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二条第一項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 警察職員、学校職員又は企業職員から新たに県職員となった場合 警察職員、学校職員又は企業職員であった期間を県職員として在職した期間とみなして算定した調整額と県職員改正条例附則第二条第二項の規定による読み替え前の調整額との差額に相当する額

二 県職員、学校職員又は企業職員から新たに警察職員となった場合 県職員、学校職員又は企業職員であった期間を警察職員として在職した期間とみなして算定した調整額と警察職員改正条例附則第二条第二項の規定による読み替え前の調整額との差額に相当する額

三 県職員、警察職員又は企業職員から新たに学校職員となった場合 県職員、警察職員又は企業職員であった期間を学校職員として在職した期間とみなして算定した調整額と学校職員改正条例附則第二条第二項の規定による読み替え前の調整額との

差額に相当する額

(端数計算)

第七条 第二条第一項第一号基礎額、県職員改正条例附則第二条第一項第二号若しくは第三号、警察職員改正条例附則第二条第一項第二号若しくは第三号又は学校職員改正条例附則第二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第四号

事 務 局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月七日

福岡県人事委員会委員長 箕 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第四十四項を第四十五項とし、第四十三項を第四十四項とし、第四十二項の次に次の一項を加える。

課 名	項	事 項

給与公平課

四十三 平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規則（平成二十三年福岡県人事委員会規則第二十二号）に基づく次の事務

- 1 第三条第一項第一号の規定により、「人事委員会が別に定める者」を定めること。
- 2 第八条の規定により、この規則の施行に関し必要な事項について定めること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。